

介護サービス事業者の業務管理体制の整備について

令和7年(2025年)3月

枚方市 健康福祉部 福祉指導監査課

1. 業務管理体制に関する届出が必要です！

平成21年5月より、介護サービス事業者には介護保険法に基づき、業務管理体制の整備が義務付けられています。

事業者（法人）が整備すべき業務管理体制は、指定（又は開設許可）を受けている事業所（又は施設）の数に応じて定められており、業務管理体制の整備に関する事項を記載した届出書を行政機関に届け出る必要があります。また、届け出た事項に変更が生じた場合も同様です。

2. 指定等を受けている自治体が届出先とは限りません！

枚方市が届出先となる場合

指定や開設許可を受けているすべての事業所や施設が枚方市内に所在している場合。

（枚方市外に指定や開設許可を受けている事業所・施設があれば届出先は枚方市以外の行政機関です）

枚方市以外が届出先となる法人や、届出先の行政機関の区分については、裏面の“4. 届出先が変更になることがあります！”の一覧表をご覧ください。

枚方市が届出先である事業者の方へ

ホームページをご確認のうえ手続きを行ってください。また、不明な点につきましては下記までお問い合わせください。

＊枚方市ホームページのページ番号検索で「32603」と検索してください

<https://www.city.hirakata.osaka.jp/>

サイト内検索

ページ番号検索

32603

表示



枚方市 健康福祉部 福祉指導監査課 介護事業者係

電話 072-841-1468(直通) FAX 072-841-1322

裏面も確認してください！

3. 事業所（施設）数は“20以上”ではありませんか？

新たに指定を受けたり事業所を廃止した場合など事業所（施設）数(*1)の増減により整備すべき業務管理体制に変更がある場合は、変更の届出が必要です。

整備する業務管理体制	事業所（施設）の数		
	1 以上 20 未満	20 以上 100 未満	100 以上
法令順守責任者の選任	整備が必要	整備が必要	整備が必要
法令順守規程の整備	—	整備が必要	整備が必要
業務執行状況の監査の実施	—	—	整備が必要

次のような場合は届出が必要です！

- ・事業所（施設）数が“18”から“22”になった。
- ・事業所（施設）数が“25”から“10”になった。

次のような場合、届出は不要です

- ・事業所（施設）数が“2”から“5”になった。
- ・事業所（施設）数が“28”から“22”になった。

(*1) 同一事業所において、例えば訪問看護と介護予防訪問看護の指定を併せて受けている場合は、事業所（施設）数は「2」とカウントします。また医療みなし指定事業所や第1号事業（いわゆる総合事業）の事業所は数から除きます。

4. 届出先が変更になることがあります！

新たに指定を受けたり事業所を廃止した場合などで、事業者（法人）の介護サービス事業の事業展開地域の変更により、届出先の行政機関が変更になることがあります。

この場合、変更前と変更後のそれぞれの行政機関に届出が必要です。

業務管理体制の整備に関する事項の届出先	
区分	届出先
(1) すべての事業所（施設）が枚方市の区域にのみ所在する事業者	枚方市
(2) すべての事業所（施設）が大阪府内の2以上の市区町村の区域に所在する事業者	大阪府
(3) 事業所（施設）が2以上の都道府県の区域に所在し、かつ、2以下の地方厚生局の管轄区域に所在する事業者	事業者の主たる事務所が所在する都道府県
(4) 事業所（施設）が3以上の地方厚生局の管轄区域に所在する事業者	厚生労働省

★届出書の様式や届出方法などについては、届出先の行政機関で確認してください。